

大口町告示第40号

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年大口町告示第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「生涯教育部長」の次に「、健康福祉部参事」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委員会の組織)</p> <p>第4条 委員会は、副町長、総務部長、地域協働部長、まちづくり部長、健康福祉部長、建設部長、生涯教育部長、<u>健康福祉部参事</u>並びに当該工事等及び物品の買入れの主務課長の職にある者をもって組織する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第4条 委員会は、副町長、総務部長、地域協働部長、まちづくり部長、健康福祉部長、建設部長、生涯教育部長並びに当該工事等及び物品の買入れの主務課長の職にある者をもって組織する。</p> <p>2・3 略</p>